



熊本県公報

第 1 2 6 5 3 号

平成 29 年 9 月 5 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1

公 告

- 指定管理者の募集 (熊本県野外劇場) …………… (観光物産課) 2
- 公共測量の実施…………… (監理課) 3
- 指定管理者の募集 (熊本県環境センター) …………… (環境立県推進課) 4
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 5
- 国土調査成果の認証…………… (技術管理課) 6
- 指定管理者の募集 (熊本県身体障害者福祉センター) …………… (障がい者支援課) 6
- 指定管理者の募集 (熊本県総合福祉センター) …………… (健康福祉政策課) 8

登 載 依 頼

- 平成 29 年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れに関する落札者決定…………… (高校教育課) 10
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会事務局) 10

告 示

熊本県告示第 799 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。
平成 29 年 9 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人元気村	にしはら翔裕園	阿蘇郡西原村大字布田字乾原 1089 番地 1	平成 29 年 9 月 1 日	短期入所生活介護

熊本県告示第 800 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。
平成 29 年 9 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人元気村	にしはら翔裕園	阿蘇郡西原村大字布田字乾原 1089 番地 1	平成 29 年 9 月 1 日	介護予防短期入所生活介護

熊本県告示第 801 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービスを次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。
平成 29 年 9 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護付有料老人ホーム いこいの里 上益城郡益城町福原 1 9 8 8 番地 1	社会福祉法人錦光会	平成 2 9 年 8 月 2 5 日

公 告

熊本県公告第 5 0 1 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 2 9 年 9 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
熊本県野外劇場（以下「野外劇場」という。）
 - (2) 場所
阿蘇郡南阿蘇村久石 4 4 1 1 - 9
 - (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 3 9, 6 2 0. 0 6 平方メートル
イ 主な建物 野外劇場本館棟（鉄筋コンクリート造地上 2 階、延床面積 2, 7 2 0. 3 平方メートル）
 - (4) 施設の概要
野外劇場本館棟（管理室、楽屋、第一音楽練習室、第二音楽練習室、第三音楽練習室）
屋外 客席最大 2 0, 0 0 0 人
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 音楽、演劇、舞踏等のための施設の提供及び施設の使用許可業務
 - (2) 県民の文化の振興を図るために必要な業務
 - (3) 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
 - (4) その他、野外劇場の管理運営上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで
- 4 参加資格
次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 貸金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から熊本県に対する窓口として代表団体を選出すること。
イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
ウ 5 (1) ウからクまで及びケ（ウ）に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで（(2)を除く。）に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
 - (1) 申請書類
申請に当たっては、次の書類を提出すること。
なお、熊本県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
ア 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成 1 6 年熊本県規則第 4 6 号）別記様式）
イ 熊本県野外劇場指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他

の団体の財務状況を明らかにする書類
 カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
 キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

ク 納税証明書

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

(イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

ケ その他知事が必要と認める書類

(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

(イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

(ウ) 熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関する申立書

(2) 申請書の提出先

熊本県商工観光労働部観光経済交流局観光物産課（県庁行政棟本館 7 階）

郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 3 3 2（直通）

(3) 提出期間

平成 2 9 年 9 月 2 7 日（水）から平成 2 9 年 1 0 月 4 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。

郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着とする。

電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。

(4) 提出部数

正本 1 部、副本 1 0 部（副本については、写しで可）

6 指定管理候補者の選定

指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見を踏まえて、最終的に熊本県において指定管理候補者を選定する。

7 募集要項の交付

5（2）に掲げる場所で、平成 2 9 年 9 月 5 日（火）から平成 2 9 年 1 0 月 4 日（水）までの間に交付する。

8 現地説明会

(1) 日時

平成 2 9 年 9 月 1 1 日（月）午前 1 0 時

(2) 場所

熊本県野外劇場（阿蘇郡南阿蘇村久石 4 4 1 1 - 9）

(3) その他

現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を平成 2 9 年 9 月 7 日（木）午後 3 時までに 5（2）の提出先にあらかじめ申し込むこと。

9 留意事項

(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。

イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。

オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

(2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。

(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 5 号）に基づく開示の請求により開示することがある。

1 0 その他

(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 問合せ先

5（2）に同じ。

熊本県公告第 5 0 2 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 9 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）	平成29年 9月 4日から 平成30年 3月20日まで	熊本市内一円

熊本県公告第503号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
平成29年9月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本県環境センター（以下「環境センター」という。）
- (2) 所在地
水俣市明神町55番1号
- (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 37,479平方メートル
イ 主な建物 環境センター（鉄筋コンクリート2階建て、延床面積1,655平方メートル）
- (4) 施設の概要
情報プラザ、エコ・ステージ、環境シアター、学習ルーム、会議室等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 環境センターの施設及び設備の維持及び修繕（保守点検、植栽管理、清掃、警備及び修繕）に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が環境センターの管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 熊本県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5 申請の手続

(1) 申請書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書

イ 熊本県環境センター指定管理者事業計画書及び熊本県環境センター管理業務の収支予算書

ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類

キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

ク 納税証明書

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

(イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

ケ その他知事が必要と認める書類

(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

(イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

(ウ) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと及び手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないことを証する書面

(エ) 熊本県と熊本県警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の有無の確認について協力する旨の申立書

(2) 申請書の提出先

熊本県環境生活部環境局環境立県推進課（県庁行政棟新館 5 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 6 6（直通）

(3) 提出期間

平成 2 9 年 9 月 2 8 日（木）から平成 2 9 年 1 0 月 5 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時 1 5 分までに必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出は認めない。

(4) 提出部数

正本 1 部、副本 1 3 部（副本については、写しで可。）

6 指定管理候補者の選定

平成 2 9 年 1 0 月中旬又は下旬に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者の選考意見とし、最終的に県において指定管理候補者を選定する。

7 募集要項の交付

平成 2 9 年 9 月 5 日（火）から平成 2 9 年 1 0 月 5 日（木）までの間に、5 の（2）に掲げる場所で交付する。

8 現地説明会

(1) 日時

平成 2 9 年 9 月 1 4 日（木）午後 1 時 3 0 分から

(2) 場所

熊本県環境センター 会議室

(3) 説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を 5 の（2）の提出先にあらかじめ連絡すること。

9 留意事項

(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限を守らなかったとき。
- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
- オ その他指定管理候補者選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。

(2) 提出された書類は、県庁内での使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。

(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

1 0 その他

(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

1 1 問合せ先

5 の（2）に同じ。

熊本県公告第 5 0 4 号

天草市に事務所を置く小宮地新田地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 9 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	中村 三千人	天草市新和町小宮地 1 3 7 6 番地
理事	松尾 登	天草市新和町大多尾 3 7 7 0 番地
理事	佐々木 健司	天草市新和町小宮地 5 2 0 7 番地 2
理事	札元 勇起	天草市新和町小宮地 5 5 4 4 番地
理事	花谷 雄治	天草市新和町小宮地 2 0 2 8 番地
理事	安田 光明	天草市新和町小宮地 4 5 8 2 番地
理事	本崎 俊一	天草市新和町小宮地 6 9 2 8 番地
理事	山下 建夫	天草市新和町大宮地 4 1 6 6 番地
理事	迫田 政晴	天草市新和町大宮地 5 番地
理事	竹崎 信介	天草市新和町大多尾 2 1 2 9 番地 4

監事	田端 好太郎	天草市新和町小宮地 2 5 3 5 番地
監事	松本 和之	天草市新和町小宮地 6 0 3 0 番地
監事	松尾 藤六	天草市新和町大多尾 3 5 5 8 番地
就任		
理事	中村 三千人	天草市新和町小宮地 1 3 7 6 番地
理事	佐々木 健司	天草市新和町小宮地 5 2 0 7 番地 2
理事	札元 勇起	天草市新和町小宮地 5 5 4 4 番地
理事	花谷 雄治	天草市新和町小宮地 2 0 2 8 番地
理事	山角 広喜	天草市新和町小宮地 3 6 2 0 番地 1
理事	竹内 隆	天草市新和町小宮地 5 3 9 1 番地 1
理事	小田 真澄	天草市新和町大宮地 1 3 6 2 番地
理事	迫田 政晴	天草市新和町大宮地 5 番地
理事	小山 孝行	天草市新和町大多尾 2 0 4 2 番地
理事	松尾 良三	天草市新和町大多尾 4 2 4 9 番地
監事	田端 好太郎	天草市新和町小宮地 2 5 3 5 番地
監事	松本 亨	天草市新和町小宮地 4 9 8 5 番地
監事	面村 慶一	天草市新和町大多尾 2 9 0 9 番地

熊本県公告第 5 0 5 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 1 9 条第 2 項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により公告する。
平成 2 9 年 9 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
氷川町	平成 2 5 年度から 平成 2 6 年度まで	大字大野の一部	地籍図及び 地籍簿	平成 2 9 年 8 月 2 8 日

熊本県公告第 5 0 6 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
平成 2 9 年 9 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本県身体障害者福祉センター（以下「センター」という。）
- (2) 所在地
熊本市東区長嶺南二丁目 3 番 2 号
- (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 1 4 , 4 9 1 . 1 7 平方メートル（グラウンド 6 , 6 1 6 平方メートルを含む。）
イ 主な建物 本館（鉄筋コンクリート造 2 階建て、延床面積 3 , 0 1 7 . 4 0 平方メートル）及び体育館（鉄筋コンクリート造 1 階建て、延床面積 9 8 0 . 2 5 平方メートル）
- (4) 施設の概要
ア 本館（ホール、事務室、プレイルーム、娯楽室、宿泊室、点字図書館、調理室、聴覚障害者情報提供センター等）
イ 体育館（アリーナ、倉庫及びトイレ）
ウ グラウンド

2 指定管理者が行う業務

- (1) 身体障がい者の福祉の増進を図るために必要な業務
- (2) センターの使用の許可に関する業務（行政財産の目的外使用許可に関する業務を除く。）
- (3) センターの使用に係る利用料金の收受（体育館及び宿泊室に限る。）
- (4) センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日まで

4 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部との間で締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (4) 県税、法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生手続又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (7) 法人等の代表者（役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
- ア 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- イ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者

5 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 熊本県身体障害者福祉センター指定管理者事業計画書及び収支予算書
- ウ 参加資格に関する申立書
- エ 法人等であることを証する書類
 (ア) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 (イ) 法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他法人等の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他法人等の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は、提出することを要しない。）
- ク 納税証明書
 (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
 (ア) 熊本県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 (イ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
 (ウ) グループで申請する場合は、グループの構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金の請求及び受領をする団体等を明らかにした書類）

(2) 申請書の提出先

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課（熊本県庁行政棟新館 3 階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
 電話番号 096-333-2236

(3) 提出期間

平成 29 年 9 月 19 日（火）から平成 29 年 10 月 6 日（金）までの日（熊本県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除く。）とする。
 郵送の場合は、簡易書留により、平成 29 年 10 月 6 日（金）午後 5 時までに必着とする。
 電子メール、ファクシミリでの提出は、認めない。

(4) 提出部数

12 部（正本 1 部、副本 11 部）

6 募集要項の交付

5 の (2) に掲げる場所で、平成 29 年 9 月 5 日（火）から平成 29 年 10 月 6 日（金）までの日（熊本県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除く。）の間に、交付する。
 なお、募集要項の郵送を希望する場合は、380 円分の切手を貼った宛て先明記の返信用定形外封筒（角型 2 号 A 4 版用）を同封のうえ、5 の (2) に掲げる場所に請求すること。

7 現地説明会

(1) 開催日時

平成 29 年 9 月 14 日（木） 午前 10 時から正午まで

(2) 集合場所

熊本県熊本市東区長嶺南二丁目 3 番 2 号
 熊本県身体障害者福祉センター 1 階 玄関ロビー

(3) 申込方法

現地説明会への参加を希望する場合は、参加申込書に法人等の名称、参加者の氏名等を記載の上、平成 29 年 9 月 11 日（月）午後 5 時までに 5 の (2) に掲げる場所に提出すること。

8 指定管理候補者の選定

健康福祉部指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を

踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。

なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査・採点を行い、選考意見を取りまとめる。

9 留意事項

- (1) 次の事項に該当する場合は、参加資格が無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められたとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがある。

10 問合せ先

5の(2)に同じ。

熊本県公告第507号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成29年9月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本県総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）
- (2) 場所
熊本市中央区南千反畑町3番7号
- (3) 施設の規模等
 - ア 敷地 2,193.01平方メートル（屋外駐車場を含む。）
 - イ 建物 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建 延床面積5,790.70平方メートル
 - ウ 施設 熊本県地域支え合いセンター、熊本県高齢者無料職業紹介所、熊本県ボランティアセンター、熊本県福祉人材・研修センター、会議室、研修ホール等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 社会福祉に関する研修及び会議のための施設及び設備の提供に関する業務
- (2) 福祉センターの使用の許可に関する業務（行政財産の目的外使用許可に関する業務を除く。）
- (3) (2)に係る利用料金の收受
- (4) 福祉センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (5) その他社会福祉の増進に必要な業務
- (6) 指定管理者が施設の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すこと。
- (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不相当と認められる者でないこと。
- (8) 法人その他の団体の代表者（役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - イ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (9) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
 - ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
 - イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
 - ウ 5(1)ウからクまで並びにケ（ア）及び（イ）に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。

エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

オ 代表団体が(1)から(8)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(8)まで((2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。

5 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書(熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第46号)別記様式)

イ 熊本県総合福祉センター指定管理者事業計画書及び収支予算書

ウ 参加資格に関する申立書

エ 法人等であることを証する書類

(ア) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

(イ) 当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類

キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者を除く。)

ク 納税証明書

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

(イ) 熊本県の県税(当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書(納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書)

ケ その他知事が必要と認める書類

(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

(イ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書

(ウ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)の写し

(2) 申請書の提出先

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県健康福祉部健康福祉政策課総務班(熊本県庁行政棟新館3階)

電話番号 096-333-2192

(3) 提出期間

平成29年9月29日(金)から平成29年10月6日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、書留郵便により平成29年10月6日(金)の午後5時までに必着とする。

電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。

(4) 提出部数

正本1部、副本11部(副本については、写しで可)

6 指定管理候補者の選定

健康福祉部指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。

なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。

7 募集要項の配布

5(2)に掲げる場所で、平成29年9月5日(火)から平成29年10月6日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に配布する。

なお、募集要項等の郵送を希望する場合は、380円分の切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒(角形2号A4版用)を同封のうえ、5(2)に掲げる場所に郵送すること。

8 現地説明会

(1) 開催日時

平成29年9月19日(火) 午前10時から正午まで

(2) 開催場所

熊本市中央区南千反畑町3番7号

熊本県総合福祉センター3階 第4会議室

(3) その他

現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により平成29年9月14日(木)の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。

9 留意事項

(1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。

イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
 (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号）に基づく開示の請求により開示することがある。

10 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 (3) 問合せ先
 5(2)に同じ

登 載 依 頼

熊本県教育委員会公告第 18 号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）第 11 条第 1 項の規定により次のとおり公示する。

平成 29 年 9 月 5 日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 平成 29 年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
 ア 教育用コンピュータ 347 セット
 イ サーバ 9 セット
 ウ その他周辺機器及びソフトウェア 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係
 郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
 平成 29 年 7 月 20 日
- 4 落札者の名称及び住所
 富士通リース株式会社九州支店
 福岡県福岡市博多区東比恵三丁目 1 番 2 号
- 5 落札金額（月額）
 1,051,272 円（うち消費税及び地方消費税の額 77,872 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条に規定する公告を行った日
 平成 29 年 6 月 2 日

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 9 月 5 日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第 18 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表宇城市の部市長部局の項中「部長」の次に「総合政策監」を、「職員係長」の次に「行政経営係長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。